

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例（平成十八年六月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」第十一條第四項」を「。以下「法」という。」第十一條第二項第六号及び第四項」に改め、「名称」の下に「、所掌事務」を加える。

第二条中「地方独立行政法人法」を「法」に改める。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（所掌事務）

第三条 前条第三号に掲げる委員会は、地方独立行政法人奈良県立病院機構に関し、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第二十六条第一項の規定による中期計画の認可について知事に意見を述べること。

二 法第二十八条第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価について知事に意見を述べること。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（所掌事務の特例）

2 第二条第三号に掲げる委員会は、当分の間、地方独立行政法人奈良県立病院機構に関し、法及び第三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、財務及び会計に関し知事が必要と認める事務をつかさどる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。